

大阪府計画停電等対応マニュアル

平成 31 年3月

目 次

- 1 目 的
- 2 本マニュアルの対象とする事象
- 3 定 義
- 4 対象事象発生時の対応
- 5 情報連絡・伝達体制
- 6 計画停電等に備えた活動体制
- 7 各部局の分担
- 8 連携体制
- 9 情報収集伝達経路
- 10 計画停電等応急対策（分野別）
- 11 資料
 - （1）問い合わせ・相談窓口
 - （2）計画停電実施に際しての基本的な注意事項
 - （3）国の需給ひっ迫警報の発令及び関西電力の需給ひっ迫情報の連絡

1 目的

このマニュアルは、電力需給ひっ迫に伴い生じる、需給ひっ迫警報の発令、計画停電及び大規模停電に関して、庁内各部局の役割、市町村や関係機関への連絡体制を明確にし、府民への迅速な情報提供、被害等の情報の把握や対応を的確に行うことにより、府民生活や大阪経済への影響を最小限に抑え、安全・安心を確保するために定める。

2 本マニュアルの対象とする事象

- (1) 電力需給がひっ迫する可能性があるとき
- (2) 需給ひっ迫警報が発令されたとき
- (3) 計画停電の実施の見込みがあるとき又は実施したとき
- (4) 大規模停電の発生の見込みがあるとき又は発生したとき

なお、上記(2)から(4)までの原因が事故又は災害による場合で、所管部局において応急対策等が実施される場合は対象としない。

3 定義

- (1) 需給ひっ迫警報

電力の供給予備率が3%を下回る可能性がある場合に、国(経済産業省資源エネルギー庁)が発令する警報。

- (2) 計画停電

電力需要が供給を上回ると予想される場合に、電気事業者が送電の停止を予告した上で、特定の地域・時間において実施する停電。

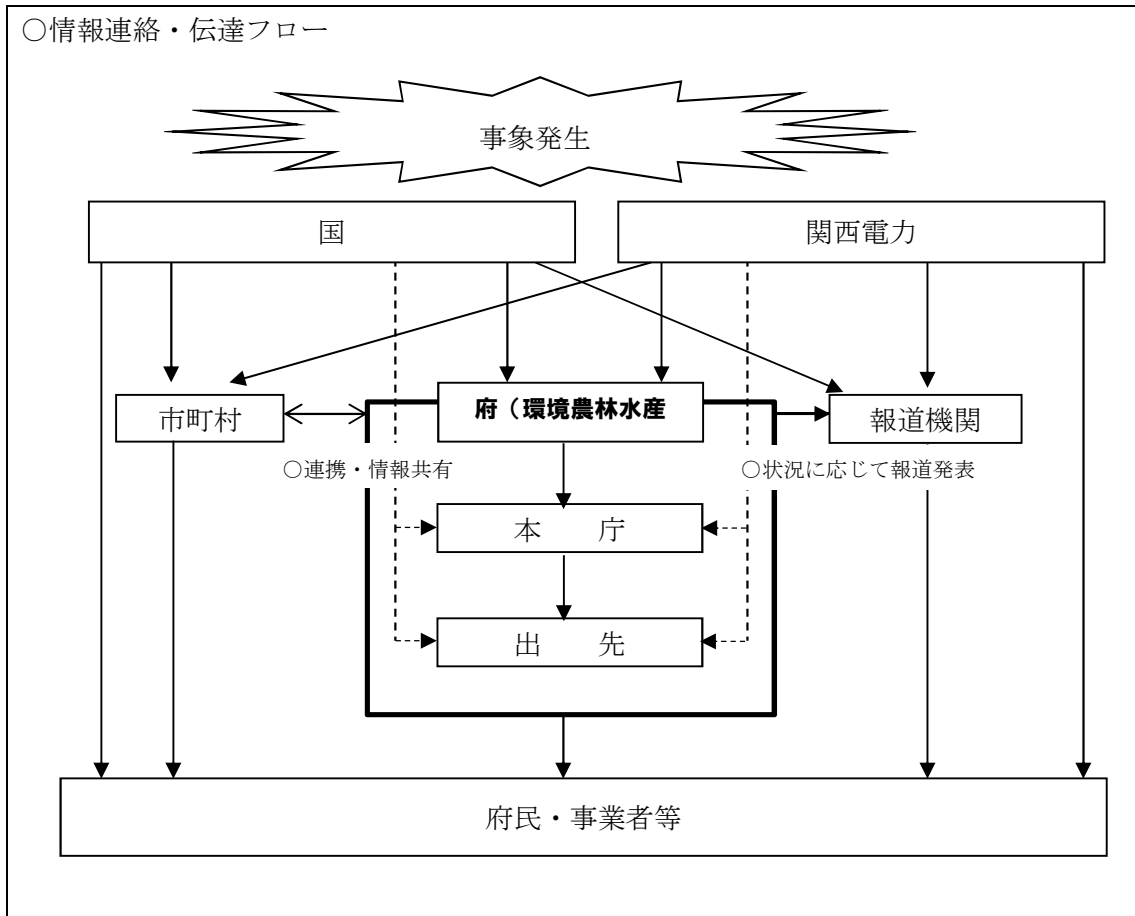
- (3) 大規模停電

突発的かつ広範囲な地域(複数市町村を含む等)に生じる停電。(災害対策基本法に規定する災害及び発電施設の障害により停電が発生した場合並びに停電の原因と想定される事象を所管する部局が速やかな対処を行っている場合を除く。)

4 対象事象発生時の対応

段階	発生事象	体制
レベル1	・翌週の電力需給がひっ迫する可能性があるとき	エネルギー政策課 電力需給ひっ迫警戒班
レベル2	・需給ひっ迫警報が発令されたとき	大阪府節電対策・ 計画停電対策PT 会議
レベル3	・計画停電の実施の見込みがあるとき又は実施したとき	大阪府電力需給問 題対策会議
レベル4	・大規模停電の発生の見込みがあるとき又は発生したとき	大阪府電力需給問 題対策会議

5 情報連絡・伝達体制



6 計画停電等に備えた活動体制

(1) エネルギー政策課電力需給ひっ迫警戒班〔レベル1〕

<p>設置・ 廃止基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設置基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 翌週の電力需給がひっ迫する可能性があるとき ○ 廃止基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 翌週の電力需給のひっ迫が解消したとき ・ 対象事象の段階がレベル2以上となり、大阪府節電対策・計画停電対策PT会議又は大阪府電力需給問題対策会議が設置されたとき
<p>組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー政策課電力需給ひっ迫警戒班は、以下のメンバーをもって構成する。 <ol style="list-style-type: none"> ① リーダー：エネルギー政策課長 ② メンバー：エネルギー政策課員2名
<p>警戒班の招集及び内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒班のリーダーは、レベル1の事象が発生したときは、速やかに、メンバーを招集し、各部局及び市町村との情報連絡体制等を構築する。 ○ 警戒班は次の事務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 電力需給状況等の情報収集・分析 ② 各部局及び市町村との連絡体制を確保

(2) 大阪府節電対策・計画停電対策PT会議〔レベル2〕

<p>設 置 ・ 廃 止 基 準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設置基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 需給ひっ迫警報が発令されたとき ○ 廃止基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 需給ひっ迫警報が解除されたとき ・ 対象事象の段階がレベル3又はレベル4となり、大阪府電力需給問題対策会議が設置されたとき
<p>組 織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府節電対策・計画停電対策PT会議は、以下のメンバーをもって構成する。 <ul style="list-style-type: none"> ① リーダー：環境政策監 ② メンバー：災害対策課長、政策企画総務課長、政策課長、法務課長、庁舎管理課長、財政課長、府民文化総務課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、都市整備総務課長、事業企画課長、住宅まちづくり総務課長、教育総務企画課長、府警本部総務部総務課長、エネルギー政策課長
<p>事 務 局</p>	<p>環境農林水産部エネルギー政策課</p>
<p>会 議 の 招 集 及 び 内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本会議のリーダーは、レベル2の事象が発生したとき、速やかに、メンバーを招集し、大阪府節電対策・計画停電対策PT会議を開催する。 ○ 会議は次の事務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 電力需給状況等の情報収集・分析 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び関西電力等からの情報収集・分析 ② 電力需給状況等の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 府広報媒体を活用した広報 ・ 府民や民間事業者等に対する緊急節電対策の周知 ③ 庁内調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部局における緊急節電対策の実施 ④ 電力需給のひっ迫への対応に関する重要な事項の決定
<p>備 考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ レベル2の事象が発生した場合は、庁内ウェブページに「緊急節電のお願い」を掲載して全庁に周知

(3) 大阪府電力需給問題対策会議〔レベル3〕

<p>設 置 ・ 廃 止 基 準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設置基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画停電の実施の見込みがあるとき ○ 廃止基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画停電の実施の見込み又は計画停電の実施が解消したとき
<p>組 織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府電力需給問題対策会議は、以下のメンバーをもって構成する。 <ul style="list-style-type: none"> ① リーダー：副知事 ② メンバー：危機管理監、政策企画部長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、教育長、府警本部総務部長、環境農林水産部長、環境政策監
<p>事 務 局</p>	<p>環境農林水産部エネルギー政策課</p>
<p>会 議 の 招 集 及 び 内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本会議のリーダーは、レベル3の事象が発生したとき、速やかに、メンバーを招集し、大阪府電力需給問題対策会議を開催する。 ○ 会議は次の事務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 電力需給状況・停電状況・被害状況等の情報収集・分析 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関西電力等からの情報収集・分析 ・ 国、市町村からの情報収集・分析 ・ 消防、警察等からの情報収集・分析 ② 電力需給状況・停電状況・被害状況等の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 府広報媒体を活用した広報 ・ 報道機関への情報提供 ・ 府民や民間事業者等に対する緊急節電対策の周知 ③ 庁内調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部局における緊急節電対策の実施 ④ 計画停電又は電力需給のひっ迫への対応に関する重要な事項の決定 ⑤ 停電により被害が発生した場合、被害状況や今後の被害予測に応じて、大阪府災害等応急対策実施要領に基づく実施体制への移行について検討・協議する。

(4) 大阪府電力需給問題対策会議〔レベル4〕

<p>設 置 ・ 廃 止 基 準</p>	<p>○ 設置基準 ・大規模停電の発生の見込みがあるとき又は発生したとき</p> <p>○ 廃止基準 ・大規模停電の発生の見込み又は大規模停電が解消したとき</p>
<p>組 織</p>	<p>○ 大阪府電力需給問題対策会議は、以下のメンバーをもって構成する。</p> <p>① リーダー：副知事</p> <p>② メンバー：危機管理監、政策企画部長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、教育長、府警本部総務部長、環境農林水産部長、環境政策監</p>
<p>事 務 局</p>	<p>環境農林水産部エネルギー政策課</p>
<p>会 議 の 招 集 及 び 内 容</p>	<p>○ 本会議のリーダーは、レベル4の事象が発生したとき、速やかに、メンバーを招集し、大阪府電力需給問題対策会議を開催する。</p> <p>○ 会議は次の事務を行う。</p> <p>① 原因情報、被害情報及び対策情報等の収集・分析結果の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西電力等からの情報収集・分析 ・国、市町村からの情報収集・分析 ・消防、警察等からの情報収集・分析 <p>② 電力需給状況・停電状況・被害状況等の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府広報媒体を活用した広報 ・報道機関への情報提供 ・府民や民間事業者等に対する緊急節電対策の周知 <p>③ 庁内調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部局における緊急節電対策の実施 <p>④ 大規模停電又は電力需給ひっ迫への対応に関する重要な事項の決定</p> <p>⑤ 停電により被害が発生した場合、被害状況や今後の被害予測に応じて、大阪府災害等応急対策実施要領に基づく実施体制への移行について検討・協議する。</p>

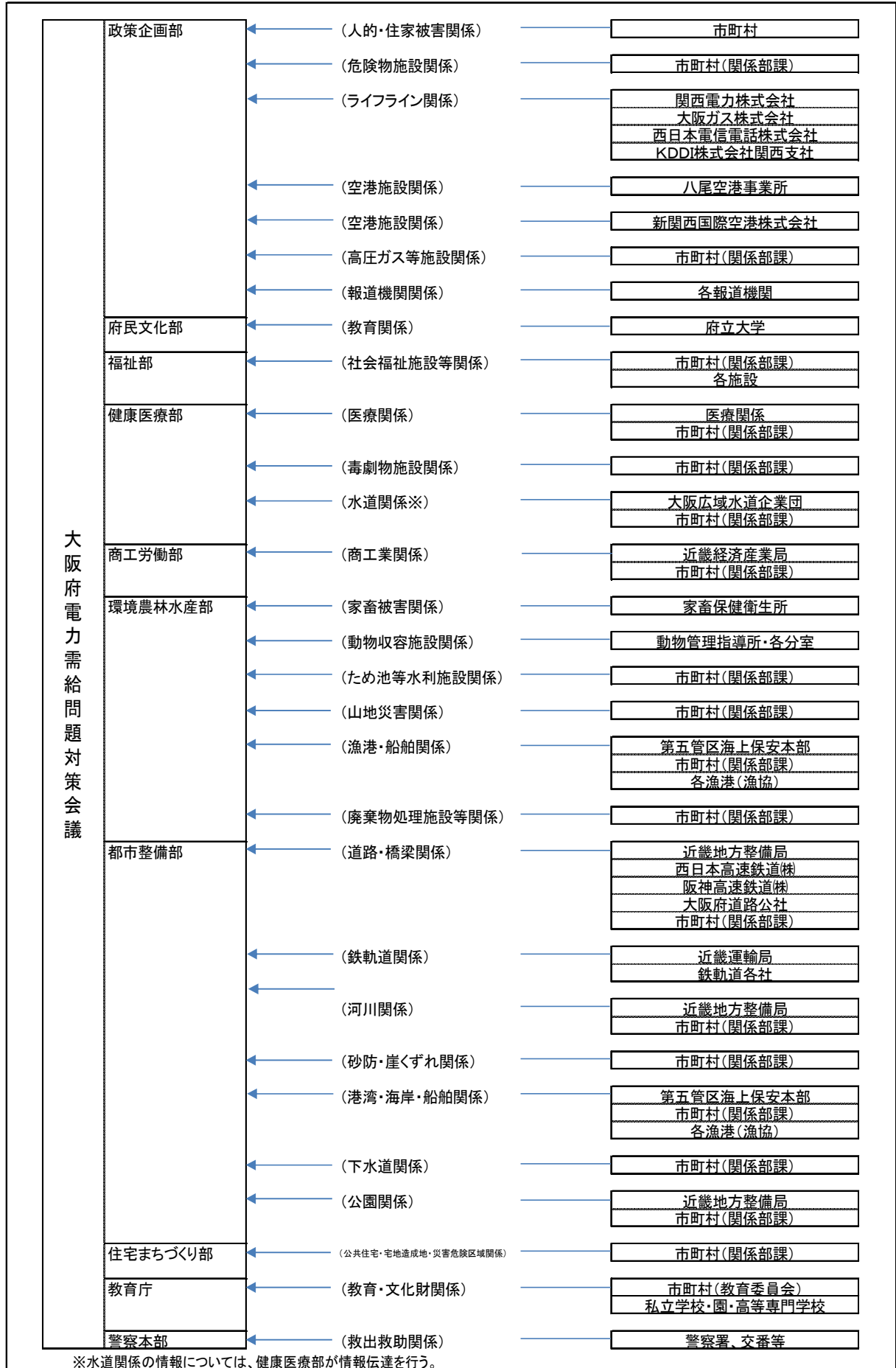
7 各部局の分担

部名	主な分担
事務局 (環境農林水産部 エネルギー政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府節電対策・計画停電対策PT会議及び大阪府電力需給問題対策会議の運営に関する事 ・国、関係機関からの情報収集、分析及び連絡調整に関する事 ・庁内各部局との連絡調整に関する事 ・府民等への周知、情報伝達に関する事 ・報道対応に関する事 ・被害情報の集約及び応急対策の総合調整に関する事
各部局共通事項 ※事務局所管事項を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する関係機関への周知、情報伝達及び連絡調整に関する事 ・府民等来庁者への対応に関する事 ・非常用電源(自家発電施設)の準備、稼働に関する事(非常用電源がある施設のみ) ・電子システム等の維持及びデータのバックアップに関する事
政策企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・報道対応に関する事(事務局所管事項を除く) ・市町村の被害情報の集約及び応急対策への対応に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の施設、設備の対応に関する事
財務部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策に係る予算、その他財務に関する事
府民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・府立大学・大阪府日本万国博覧会記念公園事務所の被害情報の集約及び応急対策への対応に関する事 ・府民への情報発信に関する事
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の被害情報の集約及び応急対策への対応に関する事
健康医療部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の被害情報の集約及び応急対策への対応に関する事 ・在宅医療機器使用者(人工呼吸器等)への対応に関する事 ・大阪府広域水道企業団及びその他水道関係機関との連絡調整に関する事
商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者の被害情報の集約及び応急対策への対応に関する事
環境農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・環境農林水産業関係施設の被害情報の集約及び応急対策への対応に関する事
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・都市インフラ(道路、河川、港湾、下水道、公園施設等)の被害情報の集約及び応急対策への対応に関する事
住宅まちづくり部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共住宅等の被害情報の集約及び応急対策への対応に関する事
教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・文化財関係の被害情報の集約及び応急対策への対応に関する事 ・私立学校・園及び高等専門学校の被害情報の集約及び応急対策に関する事
府警本部	<ul style="list-style-type: none"> ・警察業務に関する事 ・交通管制・規制に関する事

8 連携体制

段階	対象事象発生	実施体制	各部局での対応	府民・事業者への対応
レベル1 ・翌週の電力がひっ迫する可能性があるとき	<p>エネルギー政策課 関西電力</p> <p>情報収集</p>	<p>エネルギー政策課 市町村</p> <p>情報伝達</p>	<p>各部局・出先</p> <p>情報伝達</p> <p>必要に応じて連携</p>	
実施内容	・関西電力から情報収集	・各部局及び市町村への情報伝達	・各部局等における対応を実施	
レベル2 ・需給ひっ迫警報が発令されたとき	<p>エネルギー政策課 国 関西電力</p> <p>情報収集</p> <p>連携</p>	<p>大阪府 節電対策・計画停電対策PT会議 市町村</p> <p>情報伝達</p> <p>必要に応じて連携</p>	<p>各部局・出先 報道機関等</p> <p>対応決定</p> <p>情報伝達</p> <p>報道発表</p> <p>必要に応じて連携</p>	<p>府民・事業者等</p> <p>情報伝達 府民対応</p> <p>情報伝達</p>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「ひっ迫警報」の情報収集【24年度の発信タイミング:前日18時、当日9時】 ・国の「緊急速報メール」の情報収集 ・関西電力からの情報提供 ・国または関西電力の報道発表の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局及び市町村への情報伝達 ・緊急節電対策、府民への対応決定 ・必要に応じて報道発表を実施 	・各部局等における対応を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・府民への情報伝達 ・緊急節電の呼び掛け
レベル3 ・計画停電の実施の見込みがあるとき又は実施したとき	<p>エネルギー政策課 国 関西電力</p> <p>情報収集</p> <p>連携</p>	<p>大阪府電力需給問題対策会議 市町村</p> <p>情報伝達</p> <p>必要に応じて連携</p>	<p>各部局・出先 報道機関等</p> <p>対応決定</p> <p>情報伝達</p> <p>報道発表</p> <p>必要に応じて連携</p>	<p>府民・事業者等</p> <p>情報伝達 府民対応</p> <p>情報伝達</p>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「緊急速報メール」の情報収集 ・関西電力の「計画停電のお知らせメール」の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局及び市町村への情報伝達 ・緊急節電対策、府民への対応決定 ・被害状況の把握 ・必要に応じて報道発表を実施 	・各部局等における対応を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・府民への情報伝達 ・緊急節電の呼び掛け ・府民の安全対策
レベル4 ・大規模停電の発生の見込みがあるとき又は発生したとき	<p>エネルギー政策課 国 関西電力</p> <p>情報収集</p> <p>連携</p>	<p>大阪府電力需給問題対策会議 市町村</p> <p>情報伝達</p> <p>必要に応じて連携</p>	<p>各部局・出先 報道機関等</p> <p>対応決定</p> <p>情報伝達</p> <p>報道発表</p> <p>必要に応じて連携</p>	<p>府民・事業者等</p> <p>情報伝達 府民対応</p> <p>情報伝達</p>
実施内容	・国及び関西電力から状況把握	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局及び市町村への情報伝達 ・緊急節電対策、府民への対応決定 ・停電情報の提供、被害状況の把握 ・必要に応じて報道発表を実施 	・各部局等における対応を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・府民への情報伝達 ・緊急節電の呼び掛け ・府民の安全対策

9 情報収集伝達経路



10 計画停電等応急対策(分野別)

(1) 医療・福祉関連

ア 医療機関等【健康医療部】

○停電時に想定される影響

- ・人工呼吸器等の生命維持に必要な不可欠な機器が停止した場合、生命の維持が困難
- ・医療機器・検査機器・調剤機器等が稼働しないことによる診療機能への影響
⇒重篤患者や救急搬送患者への対応や出産時での対応が不可能になるため、人命に関わる問題となる。
- ・エレベーター、ナースコール、ボイラー、冷蔵庫等、空調、照明の停止に伴う影響

○停電に備えて実施が必要な事項【レベル2、レベル3（計画停電の実施見込みのとき）】

- ・緩和措置対象医療機関の一覧を府ホームページで公表
 - ・停電等に備えた事前の対応を依頼
 - 自家発電の点検・燃料確保
 - 在宅療養患者に対する注意喚起
 - 適切な在宅医療機器への切換え等の対応
 - 緊急時連絡体制の再確認 等
 - ・医療機関等について自家発電の設置有無等について確認
 - ・通電対象施設（医療機関）への断水可能性の有無確認及び断水可能性がある場合は市町村水道と対応協議
- ※24年度は、計画停電緩和対象の府内医療機関 290 施設について、停電即断水がないことを確認

○停電時に実施が必要な事項【レベル3（計画停電が実施されたとき）、レベル4】

- ・来院者・入院患者・職員の安全確保、体調管理
- ・エレベーター閉じ込め時の対応
- ・電子カルテの手書き対応
- ・非常用電源（自家発電施設）の稼働

イ 在宅医療・在宅介護、社会福祉施設等【福祉部・健康医療部】

○停電時に想定される影響

- ・在宅医療機器が停止した場合、生命の維持が困難
- ・社会福祉施設等において、エレベーター・医療機器・ナースコール・センサーマット・ボイラー・冷蔵庫・空調・照明等の停止に伴う影響

○停電に備えて実施が必要な事項【レベル2、レベル3（計画停電の実施見込みのとき）】

- ・在宅における人工呼吸器使用者の停電への備えに関する調査を実施
- ・社会福祉施設等に対し、計画停電に備えた事前準備等の対応を依頼
- ・訪問介護事業者等に対し、在宅の利用者に注意喚起するよう依頼
- ・市町村に対し、地域住民や福祉サービス事業者等への注意喚起を依頼（熱中症対策や在宅福祉サービスの提供等）
- ・人工呼吸器等使用者に関する事前準備（内蔵バッテリー有無・持続時間等の確認、外部バ

バッテリー準備・充電、酸素ポンプ等の配付・使用方法の確認、必要に応じた適切な在宅医療機器への切り替え、在宅療養患者と医療機関・医療機器メーカー等との緊急連絡体制の確認) などについて、医療機関、医療機器メーカー、福祉サービス事業者を通じて周知

○停電時に実施が必要な事項【レベル3（計画停電が実施されたとき）、レベル4】

- ・メーカー等によるバッテリー搬送の24時間対応
- ・必要に応じ、要支援者受入等の広域調整
- ・所管施設との連絡体制の確保

(2) インフラ関連

ア 水道施設【健康医療部】

○停電時に想定される影響

- ・水道事業者において水道施設の稼働が停止するため、水道水の供給ができなくなり住民生活に多大な支障

○停電に備えて実施が必要な事項【レベル2、レベル3（計画停電の実施見込みのとき）】

- ・緊急時連絡体制の確認
- ・通電対象施設（医療機関）への断水可能性の有無確認及び断水可能性がある場合は市町村水道と対応協議
 - ※24年度は、計画停電緩和対象の府内医療機関290施設について、停電即断水がないことを確認
- ・非常用電源（自家発電施設）の点検及び燃料確保（非常用電源がある施設のみ）
- ・府民等への周知徹底
- ・市町村水道による断水等の広報依頼

○停電時に実施が必要な事項【レベル3（計画停電が実施されたとき）、レベル4】

- ・情報収集、家庭・事業所等への情報提供
- ・必要に応じ水道用水応援の要請
- ・非常用電源（自家発電施設）の稼働

イ 下水施設【都市整備部】

○停電時に想定される影響

- ・処理できない汚泥（1,200t/日）が、公共用水域に流出し、水質規制法令違反となる恐れあり。
- ・ポンプ設備等が停止すると、汚水がマンホールより溢れ、周辺地域が汚水で浸水する恐れあり。さらに、ゲリラ豪雨が発生すると、雨水も加わり、周辺地域の浸水がより拡大する恐れあり。

○停電に備えて実施が必要な事項【レベル2、レベル3（計画停電の実施見込みのとき）】

- ・下水道処理施設のうち、前日18時の計画停電予告では施設停止の処理が不可能で、施設停止により施設設備に甚大な損害が出て以後の下水汚泥処理ができなくなる水みらいセンタ

- 一等は、計画停電回避の方策について関西電力と別途調整
- ・非常用電源（自家発電施設）の点検及び燃料確保（非常用電源がある施設のみ）

○停電時に実施が必要な事項【レベル3（計画停電が実施されたとき）、レベル4】

- ・都市整備部計画停電時業務継続計画（BCP）に基づき対応
- ・非常用電源（自家発電設備）があるものについては、非常用電源を使用することで下水処理機能を確保
- ・災害が予想される高潮・津波・大雨洪水注意報以上の気象予警報の発令が予想される場合に、自家発が故障した等で当該施設が稼働せず、人命に関わる真に緊急事態（事故、災害、社会的混乱等）が発生した場合、または発生する可能性が高い場合には、関西電力に対して復電要請または通電維持を要請する。（復電要請または通電維持する施設はあらかじめ関西電力と調整するものとする。）

ウ 道路施設【都市整備部】

○停電時に想定される影響

- ・道路照明（消灯）に伴う交通障害発生の恐れ
- ・降雨時の地下道冠水に伴う交通障害発生の恐れ

○停電に備えて実施が必要な事項【レベル2、レベル3（計画停電の実施見込みのとき）】

- ・夜間帯の停電時やアンダーパス等の道路照明について、報道提供やホームページ等により関係機関及び地元住民等へ注意喚起を徹底
- ・停電中の集中豪雨時は、排水ポンプの自家発電設備がない地下道において、進入規制等が必要となることから交通規制・う回路等に関する警察との事前調整、連絡体制を確認
- ・非常用電源（自家発電施設）の点検及び燃料確保（非常用電源がある施設のみ）

○停電時に実施が必要な事項【レベル3（計画停電が実施されたとき）、レベル4】

- ・都市整備部計画停電時業務継続計画（BCP）に基づき対応
- ・停電中の集中豪雨時は、排水ポンプの自家発電設備がない地下道において、進入規制等が必要となることから交通規制・う回路等に関して警察と連携・調整し対応
- ・非常用電源（自家発電設備）があるものについては、非常用電源を使用する

エ 港湾・海岸施設【都市整備部】

○停電時に想定される影響

- ・水門・樋門、排水機場、遠隔監視制御設備、**SOLAS**（ソラス）保安設備、水防災テレメータシステム・遠隔操作システム・遠隔監視システム・潮位予測システム、ポータルラジオ（国際VHF港務通信業務）、港湾EDIシステム・NACCSシステム、ガントリークレーン、臨港道路照明等の機能停止に伴い水防活動や保安活動等に支障

○停電に備えて実施が必要な事項【レベル2、レベル3（計画停電の実施見込みのとき）】

- ・非常用電源（自家発電施設）の点検及び燃料確保。（非常用電源がある施設のみ）
- ・海上保安庁との連携強化
- ・関係者への事前周知徹底

○停電時に実施が必要な事項【レベル3（計画停電が実施されたとき）、レベル4】

- ・都市整備部計画停電時業務継続計画（BCP）に基づき対応
- ・非常用電源（自家発電設備）があるものについては、非常用電源を使用する。
- ・災害が予想される高潮・津波・大雨洪水注意報以上の気象予警報の発令が予想される場合に、自重降下機能のない3施設（貯木場北水門・岸和田水門・谷川水門）については関西電力に対して復電要請または通電維持を要請する。また、その他の施設においても、自家発が故障した等で当該施設が稼働せず、人命に関わる真に緊急事態（事故、災害、社会的混乱等）が発生した場合、または発生する可能性が高い場合には、関西電力に対して復電要請または通電維持を要請する。（復電要請または通電維持する施設はあらかじめ関西電力と調整するものとする。）

オ 河川施設【都市整備部】

○停電時に想定される影響

- ・河川水位情報、水防災情報システム、土砂災害情報処理装置、水防災情報システム、土砂災害情報処理装置、ダム放流警報設備、治水緑地、電動防潮扉、水門、排水機場、流域調節池、津波・高潮ステーション等の機能停止に伴い水防活動等に支障

○停電に備えて実施が必要な事項【レベル2、レベル3（計画停電の実施見込みのとき）】

- ・非常用電源（自家発電施設）の点検及び燃料確保。（非常用電源がある施設のみ）
- ・関係者への事前周知徹底

○停電時に実施が必要な事項【レベル3（計画停電が実施されたとき）、レベル4】

- ・都市整備部計画停電時業務継続計画（BCP）に基づき対応
- ・非常用電源（自家発電設備）があるものについては、非常用電源を使用
- ・災害が予想される高潮・津波・大雨洪水注意報以上の気象予警報の発令が予想される場合に、社会的影響が特に大きい7施設及び、社会的影響があり非常用電源がない1施設については関西電力に対して復電要請または通電維持を要請する。また、その他の施設においても、自家発が故障した等で当該施設が稼働せず、人命に関わる真に緊急事態（事故、災害、社会的混乱等）が発生した場合、または発生する可能性が高い場合には、関西電力に対して復電要請または通電維持を要請する。（復電要請または通電維持する施設はあらかじめ関西電力と調整するものとする。）

カ ため池防災テレメータ、ダム、排水機場等【環境農林水産部】

○停電時に想定される影響

- ・ため池の水位等の監視ができなくなり、水防対応に支障
- ・ダムの観測データ、ダム下流5箇所の放流警報設備及び上水道用水供給に支障
- ・排水機場の自家発電施設の能力を超える長期に渡った場合は排水に支障

○停電に備えて実施が必要な事項【レベル2、レベル3（計画停電の実施見込みのとき）】

- ・非常用電源（自家発電施設）の点検及び燃料確保。（非常用電源がある施設のみ）
- ・関係機関（総合事務所、ダム管理者等）及び関係市との連絡体制の確認

○停電時に実施が必要な事項【レベル3（計画停電が実施されたとき）、レベル4】

- ・非常用電源（自家発電設備）があるものについては、非常用電源を使用
- ・災害が予想される大雨洪水注意報以上の気象予警報の発令が予想される場合に、自家発が故障した等で当該施設が稼動せず、人命に関わる真に緊急事態（事故、災害、社会的混乱等）が発生した場合、または発生する可能性が高い場合には、関西電力に対して復電要請または通電維持を要請する。（復電要請または通電維持する施設はあらかじめ関西電力と調整するものとする。）

キ 空港・鉄道【政策企画部・都市整備部等】

（空港）

○停電時に想定される影響

- ・空港運営に重要な役割を担う機能に支障（非常用電源設備は整っているが、電源切り替え時の不測の事態等の懸念）

○停電に備えて実施が必要な事項【レベル2、レベル3（計画停電の実施見込みのとき）】

- ・空港施設設置管理者へ計画停電が実施されることの情報提供

○停電時に実施が必要な事項【レベル3（計画停電が実施されたとき）、レベル4】

- ・計画停電による被害がないかの空港施設設置管理者からの情報収集

（鉄道）

○停電時に想定される影響

- ・電車の停止、運休等

○停電に備えて実施が必要な事項【レベル2、レベル3（計画停電の実施見込みのとき）】

- ・事業者へ計画停電が実施されることの情報提供

○停電時に実施が必要な事項【レベル3（計画停電が実施されたとき）、レベル4】

- ・計画停電による被害がないかの国及び事業者からの情報収集

（3） 警察・消防関連

ア 警察関連施設

○停電時に想定される影響

- ・一部の信号機を除き多数は停止
- ・事件・事故 110 番通報の増加
- ・停電の混乱に乗じた各種犯罪の発生

○停電に備えて実施が必要な事項【レベル2、レベル3（計画停電の実施見込みのとき）】

- ・非常用電源（自家発電施設）の点検及び燃料確保。（非常用電源がある施設のみ）
- ・信号機の停止に備え、停電時の不要不急の車両の使用自粛や運転時の注意喚起広報を関係機関と連携して実施

○停電時に実施が必要な事項【レベル3（計画停電が実施されたとき）、レベル4】

- ・非常用電源（自家発電施設）の稼働
- ・110番等は非常用電源（自家発電設備）で対応
- ・関係機関・防犯ボランティア等との連携
- ・信号機が停止した主要交差点において、警察官による交通整理・誘導等を実施

イ 消防関連施設

○停電時に想定される影響

- ・消火栓が断水した場合、現場での消火活動に影響

○停電に備えて実施が必要な事項【レベル2、レベル3（計画停電の実施見込みのとき）】

- ・非常用電源（自家発電施設）の点検及び燃料確保（非常用電源がある施設のみ）
- ・タンク車の確保、防火水槽等の水源の確認

○停電時に実施が必要な事項【レベル3（計画停電が実施されたとき）、レベル4】

- ・非常用電源（自家発電施設）の稼働
- ・消防指令業務に必要なシステムは非常用電源（自家発電設備）で対応
- ・消火活動現場の断水には、タンク車出動・防火水槽等水源確保で対応

(4) 教育関連

学校等教育関連施設【教育庁・府民文化部・商工労働部】

○停電時に想定される影響

- ・授業等への影響
- ・配慮を要する幼児・児童・生徒の安全・健康の確保等への支障

○停電に備えて実施が必要な事項【レベル2、レベル3（計画停電の実施見込みのとき）】

- ・授業開始・終了時間の変更、臨時休業（授業日変更等）、授業内容の変更、給食打ち切り、配慮を要する生徒の体調管理等の事前周知
- ・府として実施する事項のうち、市町村立学校に関連する内容については、市町村教育委員会に対して、情報提供
- ・非常用電源（自家発電施設）の点検及び燃料確保。（非常用電源がある施設のみ）

○停電時に実施が必要な事項【レベル3（計画停電が実施されたとき）、レベル4】

- ・授業開始・終了時間の変更、臨時休業（授業日変更等）、授業内容の変更、給食打ち切り、特に配慮を要する生徒の体調管理等、状況に応じて実施
- ・非常用電源（自家発電施設）の稼働

(5) 府施設・府民サービス関連

府庁、公の施設、行政機能等【各部・各所属】

○停電時に想定される影響

- ・府庁（本庁・咲洲庁舎）、出先（府税事務所、オフサイトセンター、災害対策拠点、保健所、

こころの健康総合センター、消費生活センター、大阪府日本万国博覧会記念公園事務所、パスポートセンター、監察医事務所、公衆衛生研究所、中央卸売市場、家畜保健衛生所等）業務の停止及び利用者への影響

- ・各種電子システム、通信手段（電話等）の停止に伴い業務に影響

○停電に備えて実施が必要な事項【レベル2、レベル3（計画停電の実施見込みのとき）】

- ・非常用電源（自家発電施設）の点検及び燃料確保。（非常用電源がある施設のみ）
- ・府民・事業者等への周知徹底
- ・システム等のバックアップ

○停電時に実施が必要な事項【レベル3（計画停電が実施されたとき）、レベル4】

- ・非常用電源（自家発電施設）の稼働
- ・府民・事業者等への周知徹底
- ・利用者の安全確保
- ・災害による影響が予測される場合は緊急連絡体制により関西電力との災害用ホットラインを使って復電要請

(6) その他

商業施設・サービス業等

○停電時に想定される影響

- ・停電により、操業停止や営業停止など府内企業に甚大な被害が発生する。停電が長引けば企業の売上や収益が減少し企業経営や雇用の喪失等大きな影響が想定される。

<影響する施設等の例>

- ・金融機関、郵便局、セキュリティー会社、店舗（スーパー、コンビニ・飲食店等）製造工場、地下街、遊園地・レジャー施設

○停電に備えて実施が必要な事項【レベル2、レベル3（計画停電の実施見込みのとき）】

- ・非常用電源（自家発電施設）の点検及び燃料確保（非常用電源がある施設のみ）
- ・府民等への周知徹底

○停電時に実施が必要な事項【レベル3（計画停電が実施されたとき）、レベル4】

- ・非常用電源（自家発電施設）の稼働
- ・府民等への周知徹底
- ・利用者の安全確保

家庭や製造所における防火対策等

○停電時に想定される影響

- ・停電前に使用していた電気機器（電気コンロ、電子レンジ等）から再通電時火災が発生
- ・夜間停電の際、誘導灯（消防法）及び非常用照明（建基法）に係る非常用電源容量が無くなった際などには、火災等からの避難が円滑に行えない恐れ
- ・エレベーターにおいて、閉じ込め等の被害が発生

○停電に備えて実施が必要な事項【レベル2、レベル3（計画停電の実施見込みのとき）】

- ・「計画停電実施に際しての基本的な注意事項」の確認
- ・水の汲み置き、保存食品の備蓄等
- ・非常用電源（自家発電施設）の点検及び燃料確保（非常用電源がある施設のみ）

○停電時に実施が必要な事項【レベル3（計画停電が実施されたとき）、レベル4】

- ・停電に起因する被害があった際の被害状況の報告
- ・非常用電源（自家発電施設）の稼働

11 資料

(1) 問い合わせ・相談窓口

計画停電の実施スキームが示された場合等、府民、事業者等からの、計画停電等に関する相談に対応するため、以下のとおり相談窓口を設置する。

ア 府の計画停電等に関する問い合わせ窓口

計画停電の概要、計画停電時の注意事項など、一般的な相談、問い合わせ窓口を環境農林水産部内に設置 電話：06-6210-9288（平日：9時から18時まで）

*計画停電のスキームが示された場合、別途、専用ダイヤルを設置

*計画停電が実施されることが発表された場合、24時間体制に切り替えて対応

イ 人口呼吸器等を使用する在宅療養患者の方の専用窓口

計画停電のスキームが示された場合、速やかに専用ダイヤルを健康医療部内に設置

ウ 計画停電実施にかかる開館等の確認窓口（施設・事業別）

部	施設・事業名	担当窓口	連絡先電話番号	関連URL
総務部	職員採用選考	人事局 人事課 人事グループ	06-6944-6850	http://www.pref.osaka.jp/jinji/senkou/index.html
財務部	府税の窓口業務	税務局 税政課 総務グループ	06-6210-9118	http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/index.html
府民文化部	府立大学	府民文化総務課	06-6210-9270	
	大阪府立国際会議場 (グランキューブ大阪)	(平日) 都市魅力創造局 企画・観光課 観光振興グループ	06-6210-93134	http://www.gco.co.jp/ja/others/toiawase/toiawase.html
		(土日・祝日) (株)大阪国際会議場	06-4803-55585	
	大阪府立上方演芸資料館 (ワッハ上方)	(平日) 都市魅力創造局 文化・スポーツ課 文化振興グループ	06-6210-9323	http://www.wahha.or.jp/
		(土日・祝日) 上方演芸資料館	06-6631-0884	
	大阪府立江之子島文化芸術創造センター (enoco)	(平日) 都市魅力創造局 文化・スポーツ課 文化創造グループ	06-6210-9306	http://enokojima-art.jp/b/
(土日・祝日) 江之子島文化芸術創造センター		06-6441-8050		







	パスポートセンター	パスポートセンター本所 調整課	06-6944-6626	http://www.pref.osaka.jp/sport/top/index.html
	大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)	大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)	06-6910-8500	http://www.dawncenter.or.jp/top/index.jsp
	消費生活センター	事業グループ	06-6612-7500	http://www.pref.osaka.jp/shohuhi/shokai.html
	大阪府日本万国博覧会記念公園事務所	(平日) 総務・管理課	06-6877-3334	http://www.expo70-park.jp/
		(土日・祝日) 警備センター		
福祉部	大阪府立障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)	大阪府立障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)	072-296-6311	http://www.fineplaza.jp/index.shtml
	大阪府立稲スポーツセンター	大阪府立稲スポーツセンター	072-728-4822	http://www.sfj-osaka.net/12ina/
	大阪府立大型児童館ビッグバン	大阪府立大型児童館ビッグバン	072-294-0999	http://www.bigbang-osaka.or.jp/
健康医療部	府保健所	各保健所 企画調整課	各保健所	http://www.pref.osaka.jp/chikikansen/hokensyo/syozaichi.html
商工労働部	MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)	ものづくり支援課 製造業振興グループ	06-6748-1050	http://www.pref.osaka.lg.jp/mono/shokai.html
	総合労働事務所	総合労働事務所 地域労政課	06-6946-2605	http://www.pref.osaka.lg.jp/sogoro/shokai.html
	OSAKAしごとフィールド	OSAKAしごとフィールド	06-4794-9198	http://shigotofield.jp/
環境農林水産部	光化学スモッグ緊急時対策・PM2.5 注意喚起	環境管理室 環境保全課 環境監視グループ	06-6210-9621	http://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/taikikanshi/index.html
	北大阪流通業務団地充填所	環境管理室 環境保全課 自動車環境推進グループ	06-6210-9586	http://www.pref.osaka.jp/kotsukankyo/haigasulinfra.html

	大阪府立花の文化園	農政室 推進課 地産地消推進グループ	06-6210-9590	http://osaka-midori.jp/fululu/
	紀泉わいわい村	みどり推進室 みどり企画課 総務・自然環境グループ	06-6210-9555	http://www.osakaymca.or.jp/s_hisetsu/kisenwaiwaimura/
都市整備部	道路に関する こと	交通道路室 道路環境課 環境整備グループ	06-6944-9291	
	河川に関する こと	河川室 河川環境課 環境整備グループ	06-6944-9306	
	流域下水道事業	下水道室 事業課 維持管理グループ	06-6944-9313	
	港湾・海岸に関する こと	港湾局 危機管理グループ 港湾局 施設運営グループ	0725-21-7246 0725-21-7217	http://www.pref.osaka.lg.jp/kowan/
	府営服部緑地	公園管理事務所	06-6862-4945	http://www.osaka-park.or.jp/hokubu/hattori/main.html
	府営箕面公園	公園管理事務所	072-721-3014	http://www.mino-park.jp/
	府営寝屋川公園	公園管理事務所	072-824-8800	http://www.osaka-park.or.jp/hokubu/neyagawa/main.html
	府営山田池公園	公園管理事務所	072-851-4761	http://www.osaka-park.or.jp/hokubu/yamada/main.html
	府営深北緑地	公園管理事務所	072-877-7471	http://www.fukakitaryokuchi.jp/
	府営久宝寺緑地	公園管理事務所	072-992-2489	http://www.toshi-kouen.jp/staticpages/index.php/kyuhouji_top
	府営枚岡公園	公園管理事務所	072-981-2516	http://www.osaka-park.or.jp/nanbu/hiraoka/main.html
	府営長野公園	公園管理事務所	0721-62-2772	http://toshi-kouen.jp/staticpages/index.php/nagano_top
府営錦織公園	公園管理事務所	0721-24-1506	http://www.nishikori-park.jp/	

	府営石川河川公園	公園管理事務所	072-956-1900	http://www.osaka-park.or.jp/nanbu/ishikawa/main.html
	府営住之江公園	公園管理事務所	06-6685-9521	http://www.toshikouen.jp/staticpages/index.php/suminoe_top
	府営住吉公園	公園管理事務所	06-6671-2292	http://www.toshikouen.jp/staticpages/index.php/sumiyoshi_top
	府営大泉緑地	公園管理事務所	072-259-0316	http://www.osaka-park.or.jp/nanbu/oizumi/main.html
	府営浜寺公園	公園管理事務所	072-261-0936	http://www.osaka-park.or.jp/rinkai/hamadera/main.html
	府営二色の浜公園	公園管理事務所	072-422-0442	http://www.nishikinohama.com/index.html
	府営蜻蛉池公園	公園管理事務所	072-443-9671	http://www.osaka-park.or.jp/rinkai/tonbo/main.html
	府営りんくう公園	公園管理事務所	072-469-7717	http://www.osaka-park.or.jp/rinkai/rinku/main.html
	府営せんなん里海公園	公園管理事務所	072-494-2626	http://www.osaka-park.or.jp/rinkai/sennan/main.html
	府営泉佐野丘陵緑地	パークセンター	072-467-2491	http://izumisano-kyuryo.jp/
	大阪府立狭山池博物館	狭山池博物館事務室	072-367-8891	http://www.sayamaikehaku.osakajp/
教育庁	府立高校	教育振興室高等学校課学事グループ	06-6944-6887	
	府立支援学校	教育振興室支援教育課学務・教務グループ	06-6941-0618	
	大阪府立中之島図書館	大阪府立中之島図書館	06-6203-0474	http://www.library.pref.osaka.jp/site/nakato/
	大阪府立中央図書館	大阪府立中央図書館	06-6745-0170	http://www.library.pref.osaka.jp/site/central/
	大阪府立体育会館 (EDION Arena Osaka)	エディオンアリーナ大阪 (大阪府立体育会館)	06-6631-0121	http://www.furitutaiikukaika.n.jp/



大阪府立漕艇センター	大阪府立漕艇センター	072-268-3100	http://www.maris.or.jp/hamadera/index.html
大阪府立門真スポーツセンター（なみはやドーム）	大阪府立門真スポーツセンター	072-881-3715	http://www.namihayadome.gr.jp/index.html
大阪府立臨海スポーツセンター	大阪府立臨海スポーツセンター	072-268-8351	http://www.rinspo.com/
大阪府立近つ飛鳥博物館	大阪府立近つ飛鳥博物館 企画管理課	0721-93-8321	
大阪府立弥生文化博物館	大阪府立弥生文化博物館 企画管理課	0725-46-2164	

(2) 計画停電実施に際しての基本的な注意事項

停電前にご注意いただきたいこと	
 <p>ご自宅で医療を受けられているお客さまで、停電中の健康状態がご心配な方は、事前に医療機関などにご相談いただきますようお願いいたします。</p>	<p>ご自宅で人工呼吸器などの医療機器をご使用されている場合は、バッテリーなどの代替電源のご準備や、停電による影響が緩和される医療機関等への退避などのご対応についてご相談ください。</p>
 <p>ラジオ、携帯電話などの通信機器の準備と充電の確認をお願いいたします。</p>	<p>停電時はテレビやほとんどの固定電話が使用できないため、その他通信機器（ラジオ、携帯電話など）の準備をお願いします。 あわせて、電池の準備や充電のご確認をお願いします。</p>
 <p>冷蔵庫（冷蔵室）の温度を維持するため、ドアの開閉を控えたり保冷剤などをご準備ください。</p>	<p>冷蔵庫は数時間程度は保冷効果を維持しますが、保冷剤などを冷蔵室に入れ、保冷効果を高めてください。また、停電時は冷蔵庫のドアの開閉を控えてください。</p>
 <p>水槽の魚などをイクスに分散していただくか電池式エアポンプをご用意ください。</p>	<p>停電時は水質や水温の管理にご注意ください。</p>
 <p>パソコンなどのOA機器はデータを保存し、電源を切ってください。</p>	<p>使用中に停電になると、入力中のデータが消えたり、機器が故障するおそれがあります。</p>
 <p>マンションなどでは、水道が使えない可能性があるため、飲料水の準備や、浴槽などへの汲み置きをお願いします。</p>	<p>電気だけでなく、ガスや水道が使えなくなる可能性があります。</p>

停電中にご注意いただきたいこと

	<p>体調管理には十分ご注意ください。</p>	<p>エアコンや扇風機などのご使用になれませんので、服装の工夫、こまめな水分補給などにより、熱中症などの予防に心がけてください。</p>
	<p>交差点を通行される際には十分ご注意ください。</p>	<p>停電によって、信号機が消灯していることが考えられます。徒歩や車両で交差点を通行される際には、十分ご注意ください。</p>
	<p>アイロンなどの電熱器具はコンセントからプラグを抜いてください。</p>	<p>停電解消時の火災防止のため、アイロン、ヘアドライヤー、トースターなどの電熱器具は、コンセントからプラグを抜いてください。</p>
	<p>ろうそくを使用される際には火災に十分ご注意ください。</p>	<p>ろうそくが倒れると、火災の原因となりますので、十分ご注意ください。</p>
	<p>室内で七輪や小型発電機などを使用しないでください。</p>	<p>練炭や炭を燃料とした七輪、小型発電機などを室内で使用すると、一酸化炭素中毒になる可能性がありますので、室内でのご使用はおやめください。</p>
	<p>ガス漏れ警報機や換気扇などは作動しない場合がありますのでご注意ください。</p>	<p>ガス漏れ警報機や換気扇は作動しない場合があるため、窓を開けるなど十分に換気してください。</p>
	<p>モーターを使った電気製品はコンセントからプラグを抜いてください。</p>	<p>停電解消時の事故防止のため、扇風機やハンドミキサー、電気ドリルなどの回転器具・装置は、コンセントからプラグを抜いてください。</p>
	<p>停電予定の時間帯は、エレベーターを利用しないでください。</p>	<p>停電時には、エレベーターに閉じ込められる可能性があります。</p>
	<p>自動ドア、オートロックは作動しませんのでご注意ください。</p>	<p>ビルやマンションの自動ドア、オートロック、立体駐車場などは稼働しない場合があります。</p>
	<p>防犯システムは作動しない場合がありますのでご注意ください。</p>	<p>防犯システムは作動しない場合があるため、施錠するなど防犯対策をお願いします。</p>
	<p>夜間の外出の際は十分ご注意ください。</p>	<p>停電によって街灯や門灯などが消灯し、夜道が暗くなるおそれがあります。</p>
	<p>分電盤のブレーカーを切ってから外出していただくにより安全です。</p>	<p>電気の消し忘れによる事故のおそれがあります。</p>

停電解消後にご注意いただきたいこと	
 テレビやビデオなど、時刻表示やタイマー機能のある電気製品は、設定をご確認ください。	停電解消後に時刻がずれたり、予約設定がクリアされているおそれがあります。
 電気給湯機はリモコンの現在時刻とエラー表示をご確認ください。	正しくお湯の沸き上げを行わない場合があります。設定方法は、取扱説明書をご確認いただくか、メーカーにお問い合わせください。

(3) 国の需給ひっ迫警報の発令及び関西電力の需給ひっ迫情報の連絡時機

タイミング	予備率見通し	国 ※	関西電力
前日 18:00以前	3%未満	政府会見や「電力需給ひっ迫警報」等※	電力需給見直しに関するプレス発表等
前日 18:00	3%未満	「電力需給ひっ迫警報(第1報)」	電力需給見直しに関するプレス発表等
当日 8:00～9:00 頃	3%未満	「電力需給ひっ迫警報(第2報)」	電力需給見直しに関するプレス発表等
当日 各グループ計画停電実施の2時間前	0%未満	—	計画停電の時間帯、グループ、サブグループを公表
ひっ迫が解消されたとき	3%以上	「電力需給ひっ迫警報」の解除	電力需給見直しに関するプレス発表等